

令和4年度 第1回尾鷲市環境審議会事項書

日時：令和4年10月3日（月）午後3時～

場所：尾鷲市役所2階会議室

1 開会

2 委嘱状の交付

3 市長挨拶

4 委員等の紹介

5 尾鷲市環境審議会に関する概要説明 … P.2

6 議事

（1）委員長・副委員長の選任について

・尾鷲市環境審議会の組織及び運営等に関する要綱（参照） … P.3

（2）尾鷲市環境基本計画の改訂について

① 第3次尾鷲市環境基本計画の策定について 【資料 ①】

② 第2次尾鷲市環境基本計画の進捗状況について 【資料 ②】

③ 第3次尾鷲市環境基本計画の骨子（案）について 【資料 ③】

7 閉会

2022 年度 尾鷲市環境審議会委員

	区分	氏 名	団 体 等 名
1	学識経験者	高橋 正昭	四日市大学 研究機構環境技術研究所
2	各種団体の推薦	服部 敬	尾鷲市自治連合会
3	各種団体の推薦	佐野 茂機	尾鷲市区長会
4	各種団体の推薦	千種 恵美	尾鷲市婦人の会連絡協議会
5	各種団体の推薦	森浦 克好	尾鷲商工会議所
6	各種団体の推薦	東 郁夫	尾鷲市水産振興協議会
7	各種団体の推薦	田中 基康	尾鷲市林業振興協議会
8	各種団体の推薦	高村 敦夫	尾鷲市農業委員会
9	各種団体の推薦	小倉 章弘	尾鷲市建設業協会
10	各種団体の推薦	土井 弘人	尾鷲観光物産協会
11	公 募	萩野 泰史	一般公募
12	行政機関	中川 隆司	紀北地域活性化局 環境室
13	行政機関	高田 秀哉	尾鷲市教育委員会（学校関係）
14	行政機関	下村 新吾	尾鷲市副市長

< 事務局 >

尾鷲市 環境課環境係

〒519-3652 尾鷲市古戸町 10 番 9 号

TEL : 0597-23-8251 FAX : 0597-23-1700

Mail : kankyou@city.owase.lg.jp

＜ 尾鷲市環境審議会の概要 ＞

1 尾鷲市環境審議会とは

尾鷲市環境審議会（以下、「審議会」という。）とは、環境基本法第 44 条及び尾鷲市環境基本条例第 16 条に基づき、市長が設置した附属機関です。尾鷲市環境審議会の組織及び運営等に関する要綱により、その組織及び運営に関し必要な事項を定めています。

審議会では、市長の諮問に応じ「環境基本計画に関すること」及び「環境の保全及び創造に関する基本的事項」について、調査審議を行います。

今年度の審議会では、市長からの「第 3 次尾鷲市環境基本計画の策定について」に関する諮問（意見を伺う）に応じ、調査、審議し、答申（意見を述べる）を行います。

2 審議会の構成

委員 14 名（内訳 学識経験者 1 名、各種団体の推薦 9 名、一般公募 1 名、行政機関 3 名）

3 委員の任期

令和 4 年 10 月 3 日から令和 5 年 3 月 31 日までの約 6 ヶ月

4 委員の報酬

「尾鷲市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により、会議 1 回につき 6,600 円を支給します。（このうち、202 円が源泉徴収され、手取り額は、6,398 円となります。）

5 審議会のスケジュール

審議会開催は、3 回を予定しています。詳しい日程は通知にてご連絡します。平日昼間に 1 時間から 2 時間程度の予定です。

第 1 回審議会	10 月 3 日	概要、進捗状況、計画骨子案
第 2 回審議会	11 月中旬～12 月中旬予定	計画素案審議
パブリックコメントの実施	12 月下旬～1 月下旬予定	計画素案に対する意見の募集
第 3 回審議会	2 月中旬～3 月下旬予定	計画の答申

6 関係法令

○ 環境基本法（平成 15 年法律第 91 号）（抜粋）

（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第 44 条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

○ 尾鷲市環境基本条例（平成 11 年尾鷲市条例第 11 号） （抜粋）

（環境審議会）

第 16 条 法第 44 条に基づき、尾鷲市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議する。

（1） 環境基本計画に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

4 委員は、学識経験者、市議会議員、市民、事業者、その他の者のうちから市長が定める。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

○ 尾鷲市環境審議会の組織及び運営等に関する要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、尾鷲市環境基本条例（平成 11 年尾鷲市条例第 11 号）第 16 条の規定に基づき、尾鷲市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（組織及び任期）

第 2 条 審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内で組織する。

2 委員の任期は、諮問事項の審議が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第 3 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定めるものとする。

3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 4 条 審議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長を務めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が会議を招集する。

（1） 最初の会議を招集するとき。

（2） 委員及び副委員長が欠けたとき。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において行う。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

尾 環 第 5 5 1 号
令和 4 年 1 0 月 3 日

尾鷲市環境審議会 会長 様

尾鷲市長 加藤 千速

尾鷲市環境基本計画について（諮問）

尾鷲市環境基本条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

第 3 次尾鷲市環境基本計画の策定について

2 諮問理由

尾鷲市では、尾鷲市環境基本条例の基本理念の実現に向け、平成 1 5 年 3 月に第 1 次となる「尾鷲市環境基本計画」を策定し、平成 2 5 年 3 月には「第 2 次尾鷲市環境基本計画」を策定して、環境保全に関する施策に取り組んできました。

この間、人口減少・少子高齢化をはじめとした人口問題、中部電力尾鷲三田火力発電所の廃止などに伴う産業構造の変化、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す「尾鷲市ゼロカーボンシティ宣言」など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。今後の環境施策は、SDGs の考え方も活用し、環境問題はもとより経済、社会的な問題も総合的に解決していく必要があります。新たな課題への対応が迫られています。

こうした状況を踏まえ、「第 2 次尾鷲市環境基本計画」の目標年次が 2022 年度となっていることから、環境施策のより一層の推進を図るため、新たな環境基本計画の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。